

フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書(フィルタリング・サービス不要申出書)

申出者(保護者)

氏名.....


住所.....

電話(.....).....番(※1)

私は携帯電話を利用する青少年(※2)の保護者として、下記の理由によりフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出ます。

記

● フィルタリングサービス不要理由

 上記欄の中に右の不要理由番号を記入してください。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者となる青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。 2. 利用者となる青少年が心身に障がい有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。 3. 保護者が利用者となる青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
---	---

● 青少年がご利用になる契約携帯電話番号

ご契約者名	
ご契約携帯電話番号(※3)	0 0 - -

● ご確認事項

1. 利用者が18歳未満の場合、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下、インターネット利用環境整備法)」の施行に伴い、利用者が18歳未満である旨を申し出ていただいております。
2. 利用者が18歳未満の場合、「インターネット利用環境整備法」の施行に伴い、原則として「アクセス制限サービス」をお申し込み、ご利用いただいております。なお、フィルタリングサービスを利用しない場合に理由を本書面にて提出いただきます。
3. インターネットのご利用により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報に接する機会が生じる場合がございます。また、インターネットのご利用により以下に例示するような危険性が存在しますので、フィルタリングサービスを利用されない場合や廃止される場合は十分にご留意ください。
 - (1) 出会い系サイト、アダルトサイト、暴力的な表現のあるサイト等へのアクセスにより、犯罪等の事件に巻き込まれるケースが多いこと。
「出会い系サイト」にかかわる事件の検挙数のうち、携帯電話を利用したサイトアクセスが全体の約95.3%を占めます。さらに被害者のうち18歳未満の未成年者の割合が約82.6%を占めています。(平成25年2月警察庁発表)
 - (2) プロフ、SNS等のサイト上での見知らぬ相手との情報のやりとり等により、個人情報の流出、写真の無断転載による肖像権の侵害等の被害が生じること。
 - (3) ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷・名誉毀損へと繋がり、加害者となりうること。
 - (4) 興味本位での犯罪予告・いたずらの書き込み等により、威力業務妨害、脅迫等の罪に問われる場合があること。等
4. お子様の携帯電話の利用に際しては、利用目的・方法・利用時間帯・料金などについて、よく話し合っただけでなく、ルールを決めてください。また、そのルールは定期的に見直しをしましょう。

※1 申出者(保護者)ご本人によるご提示でない場合、申出者(保護者)ご本人に確認の連絡をさせていただく場合があります。

※2 本書面という「青少年」とは18歳未満の青少年のことを差します。本書のご提出が必要となるのは、ご契約者が18歳未満、またはご契約者が18歳以上でもご利用者が18歳未満の場合で、フィルタリングサービスを利用されない場合や廃止される場合となります。

注:記載内容が事実と相違することが判明した場合は、フィルタリングサービス不要の申し出がなかったものとして、あらかじめご了承ください。

※3 新たに携帯電話を契約される場合を除き、ご契約携帯電話番号を必ずご記入ください。

弊社使用欄

【備考欄】

【説明者 署名欄】 大阪府のみ条例により必須